

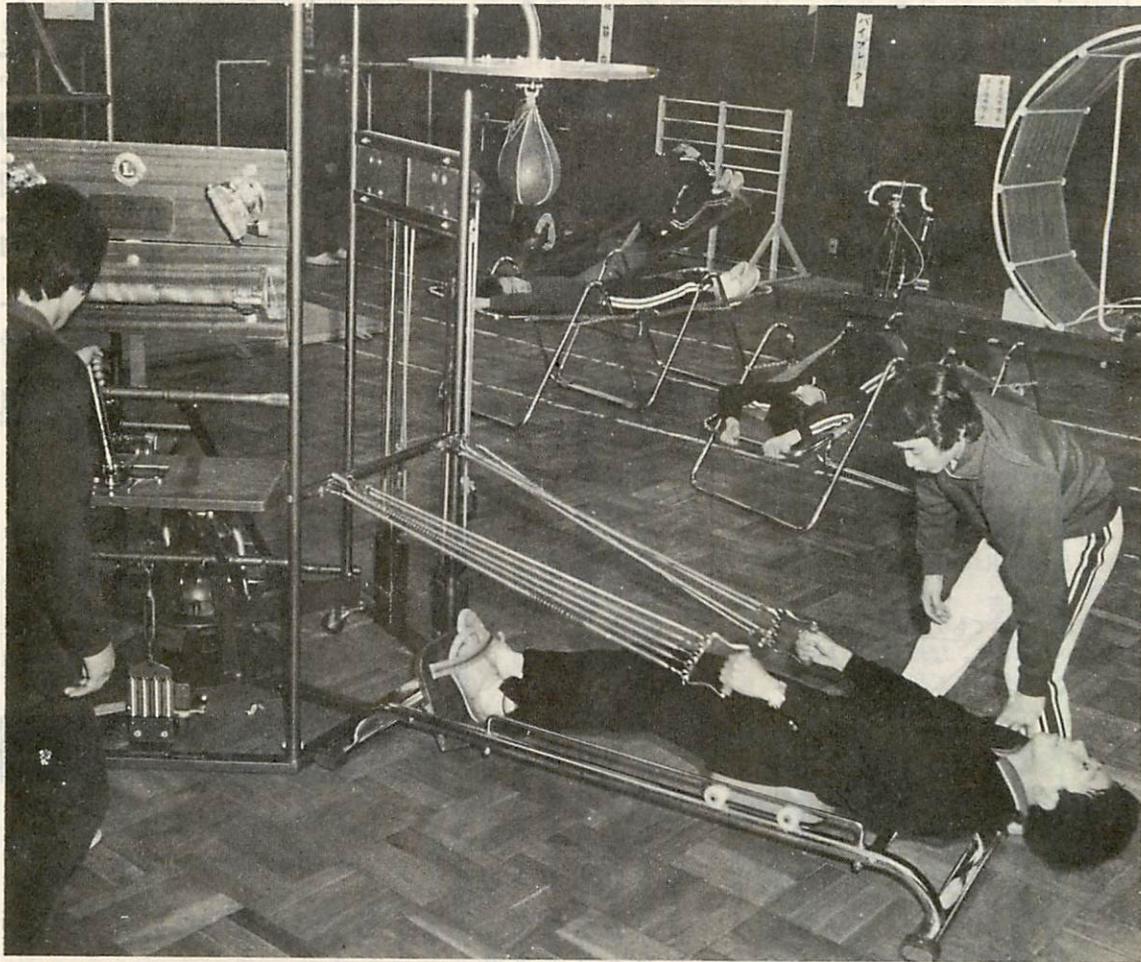
むろらん



市政だより

2月 / 15日

昭和49年 No. 334



— 市体育館トレーニング室 —

寒さに負けない体づくりを…… トレーニングに励む若者たち

室蘭市民憲章

きまりを守り、教養を深め、文化のかおり
あふれるまちをつくります。

モノ不足、物価高に対処

— 室蘭市物資需給緊急対策本部から —

市は、石油危機を背景とする異常な物価暴騰、物不足などにより市民生活を取りまく環境条件がより厳しさを増しているところから、石油生活関連物資等の需給動向に対処し、総合的な対策の推進を図る必要に迫られ、市、市議会、商工会議所の三者構成による事態に即応できる全体的な機構に再編成するため、さる一月十日に、いままでの「室蘭市消費生活物資対策本部」を発展的に解消して「室蘭市物資需給緊急対策本部」という名称で新発足いたしました。

対策本部の仕事

◎：生活関連物資のうち市内とくに不足していたり、値上りの大きいものの実情を調べる。そして、これらの実情調査の結果から、改善されなければならぬ

◎：そのほかにも、適宜、必要な活動をしていきます。

◎：生活関連物資のうち市内とくに不足していたり、値上りの大きいものの実情を調べる。そして、これらの実情調査の結果から、改善されなければならぬ

経済危機による生活不安は国全体に通ずるもので、一自治体の打つ手は限られています。しかし、国の施策を待つのみでなく、少しでも市民のみなさんの暮らしを守るために、市内における生活関連物資の状況、価格の調査、これらの物資を扱っている業者などからの情報の収集と交換など、できるだけのことを行いたいと思っています。また、国など関係機関に対しても改善しなければならぬことは強く申し入れるなど、対策本部はモノ不足と物価高を解消するため

移動市民相談室を開きます 苦情などお気軽にどうぞ

市では、みなさんの日常生活のいろいろな問題について、直接相談を受けるため、つぎの日程で「移動市民相談室」を開きます。生活のうえでの悩みごと、また市に対する要望、意見、苦情などがありましたら、この機会を是非ご利用ください。

月日	会場	対象区域
2月22日	栄町会館	栄町、本町、幸町
26日	小橋内町会館	小橋内町、増市町、港南町、築地町
28日	母恋北町会館	母恋北町

- ◎各会場とも時間は午後1時から午後3時までです。
- ※他の区域についても会場の都合をみて、後日開設いたします。なお、当日は対象区域外の方でもお気軽にご利用ください。

児童手当の支給範囲拡大

3人目以降で義務教育
終了前の児童に支給

該当者は早めに 認定請求の手続きを

児童手当は、現在、十八歳未満の児童が三人以上いる家庭で、三人目以降の児童が、昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童に、月額三千円の手当を支給しておりますが、ことしの四月からつぎの方にも支給されるようになります。



手続きは早めにしてください

- ◎十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうち一人以上が義務教育終了前であること
 - ◎その人の所得金額が一定の額（たとえば扶養親族四人の場合二百八万二千五百円）に満たないこと。
- 市福祉事務所では、認定請求の事前受付を行っております。新たに該当される方、また現在受けられている方で新しく対象となる児童のいる方は三月三十一日までに手続きをしてください。
- △手続きに必要なもの▽

- ◎加入している年金（厚生年金 国民年金など）証書の記号と番号
 - ◎請求者（養育者）の支払いを希望する金融機関の名称と口座番号
 - ◎印かん
- ※くわしくは、市役所社会福祉課 福祉厚生係（電話21-111内線三七二）におたずねください。
- ◎公務員、三公社五現業に勤務の方は、各勤務先で手続きしてください。

「特設戸籍相談所」開設

戸籍および国籍のことで困った方、悩んでいる方はおみせせんか。つきのとおり特設戸籍相談所が開設されますので、お気軽にご相談ください。

○と き：三月四日（月）
十時から十五時まで

○ところ：室蘭市役所二十一号会議室

○相談員：札幌法務局戸籍課長、同室蘭支局長、室蘭市戸籍事務担当者

忘れずに申告しましょう!! 住民税の申告は 3月15日まで

道市民税の申告時期になりました。みなさんのおともにとすでに配ってあります申告用紙にそれぞれ記入して、三月十五日までに市役所市民税課(三階)にご提出ください。

万が一申告用紙が届かなかった方、紛失された方などは、お手数でも市役所市民税課と各地区サービスセンターに用紙を備えてありますのでお使いください。

申告要領について疑問の点はどんなことでもお気軽に市役所市民税課(221-111内線二四一、四二二)にお問い合わせください。



①：昭和四十九年一月一日現在、生活扶助を受けておられる方。
②：所得税の確定申告をした方。
③：二月十六日から三月十五日までに所得税の申告を予定している方。

昭和四十九年一月一日現在に室
乳幼児医療費助成制度の適用を受けて医療機関で受診した場合、保険診療にかかわる自己負担分の領収書は翌月の十日から十五日までの間に発行すること
お忘れなく
取りにいけません、まだ受け取りにいってない方が相当数

ありますので、早めに受け取り市役所社会福祉課、または各地区サービスセンターに支給申請をしてください
都合で翌月に取りにいけない方は、少なくとも三か月以内に必ず受け取るようにしてください。

④：昭和四十八年中に得た所得が給与所得だけであって、勤務先から給与支払報告書を市にすでに出している方。
*道市民税の申告書を提出した方は、個人事業税の申告書を提出する必要はありません。

道市民税 所得税 の申告相談 を行っております

三月十五日までつぎのところで
行っておりますのでご利用ください。

- ☆二月十六日～三月十五日 室蘭税務署(所得税相談)
 - ☆二月二十五日～三月一日 産業会館(所得税相談)
 - ☆二月二十六日、二十七日 輪西地区サービスセンター
 - ☆二月二十八日、三月一日 本輪西地区サービスセンター(道市民税、所得税相談)
 - 東地区サービスセンター
 - 中島地区サービスセンター(道市民税、所得税相談)
 - ☆三月四日～三月十五日 文化センター(道市民税相談)
- *なお、市役所市民税課では毎日道市民税の申告相談を行っております。

一円玉・五円玉が
不足しています
積極的に活用ください

尊い命をうばう焼死火災

火災 去年は7人が犠牲

昨年、市内で発生した火災は五十三件にもなりましたが、七人の尊い命がうばわれました。これは四十二年の十一人につぐ史上二番目という悲しい記録となりました。

原因別をみますと、たばこの不始末、子どもの火遊び、石油ストーブの取り扱い不備が上位をしめ、焼死者のほとんどが高、高齢者となっており、とくに、最近急速にのびている新建材の出現で「煙」による窒息死がめだっております。火災は、ちょっとした不注意から私たちの財産ばかりでなく、尊い命までもうばう恐いものです。お互いにつぎのことを守り、火災とくに焼死火災をなくしましょう。○ねたばこはやめましょう。とくに飲酒後のねたばこは絶対にやめましょう。

火災が最も多い時期です



万一に備え、裏口や窓口なども除雪しておきましょう

- たばこの吸からは、必ず灰皿に捨てる習慣をつけましょう。
- 石油ストーブ(移動式)は、部屋の片すみに寄せたり、燃えやすい物のそばで使用しないようにしましょう。
- 給油および持ち運びをするときは、完全に火が消えたのをたしかめてからにしましょう。
- 油類の保管は、安全な場所、保管量は規定以下にしましょう(特に階段下の保管は危険なのでやめましょう。)
- ガスもれに注意し、においがしたら窓、戸などを開けて、においがなくなるまではき出し、それまでは火を使わないようにしましょう。
- 老人、幼児、病弱者は逃げやすい部屋に寝かせましょう。
- 老人、幼児、病弱者だけを残しての外出はやめましょう。
- 万一火事になり、一度逃げたら物を取りに絶対に入らないこと
- 屋外の避難階段や、通路等の除雪や氷割りを良くおこない、避難路を確保しましょう。

お知らせ

国保加入者のみなさん

住所の変更は必ず届出をしてください

国民健康保険の保険証は、毎年四月に各地区サービスセンターで交換しておりますが、今年から各ご家庭に直接郵送することになりましたので、住所が変わっている方は保険証を持参して、市役所国民年金課または各地区サービスセンターで、住所変更届をすませてください。

また、市外の大学等に在学中のご家族をおもちの方は保険証も交換になりますので、早めに在学中であることを証明できる書類を取り寄せてください。

農業委員会委員選挙 人名簿を縦覧します

昭和四十九年二月二十日で調整する「室蘭市農業委員会委員選挙人名簿」を、つぎのとおり縦覧します。

▽縦覧場所：室蘭市選挙管理委員会事務局（市役所四階）

▽縦覧期間：昭和四十九年二月二十三日から三月九日まで

便槽付近の除雪 に協力ください

積雪のために、し尿くみ取り作業がおくれがちになりますので作業がスムーズにできるように便槽付近の除雪に協力ください。

犬は正しく飼いましょう



犬を飼育する人は、つぎのことを守り、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

○畜犬登録と予防注射はすみましか。

○放し飼いにすると人を咬み、他人に迷惑をかけるから絶対に放さないようにしてください。

○子犬やいらなくなった犬は捨てないで、市役所衛生課または保健所に連絡いただければ引き取ります。

○犬小屋の内外を清潔にし、できるだけ運動をさせてやりましょう。

○放し飼いにしておきますと、野犬とみなされ処分されますからご注意ください。



申込み…受診希望の方は往復はがきに住所、乳児の氏名、生年月日、保護者の氏名を記入のうえ、検診日の10日前までに必ず着するよう保健所に申込みください。

※当日は、母子手帳を持参してください。

＜生ワク投与＞無料
3月12日 労働会館
13日 中島地区
14日 輪西市民会館
15日 本輪西地区

・時間…13.00～14.45
・対象…生後3か月以上でまだ2回服用していない人。

※当日は前もって家で体温を計り、母子手帳を持参ください。

か月の乳幼児（無料）
・ジフテリア…小学校入学前6か月以内の幼児（無料）
・インフルエンザ…3歳以上の人（2回接種）
※15歳未満および70歳以上の人（無料）
15歳～69歳までの人（有料）1回 300円

＜3歳児健診＞無料
保健所主催
3月22日 中島地区
・時間…9.30～11.30
13.00～14.30
・対象…45年12月、46年1月、2月生まれで中島本町から天神町に住む幼児

＜先天性股関節脱臼検診＞
保健所主催
3月20日
・時間…10.00～11.30
13.00～14.00
・対象…生後3か月から1歳未満の幼児
・定員…80名
・料金…200円

＜結核検診＞無料
レントゲン撮影
3月1、8、15日
本輪西地区
5、12日
市役所保健室
6、13日
中島地区
7、14日
衛生課輪西分室
以上時間…13.00～15.00

＜定時予防接種＞毎月各週
（3月12日～15日までは、小児マヒ生ワク投与のため中止いたします。）

・火曜日 市役所保健室
・水曜日 中島地区
・木曜日 衛生課輪西分室
・金曜日 市役所保健室
〃 本輪西地区
以上時間…13.00～14.45
3月28日 白鳥台地区
時間…13.00～13.45

◆種目
・3種混合…生後3か月以上の乳幼児（無料）
・種痘…生後6か月から24

＜乳幼児相談＞無料
3月1、15日
本輪西地区
5、12、19日
市役所保健室
7、14日
衛生課輪西分室
以上時間…9.40～11.00
3月13日 白鳥台地区
時間…13.00～14.00

＜家族計画相談＞無料
3月11日 衛生課輪西分室
受付時間…10.00～10.30
※近く結婚される方は、ぜひ受講してください。

＜6か月児検診＞無料
3月26日 本輪西地区
27日 労働会館
28日 中島地区
29日 衛生課輪西分室
・時間…12.30～14.00
・対象…48年9月生まれの赤ちゃん。

※対象者には個人通知しますが、万一通知書が届かない場合でも受診できます。

未納の税金は必ず納めましょう
税金にたくした明るい明日の夢